

始良中央地区合併協議会 第36回会議



平成17年6月16日(木) 午後1時30分

国分シビックセンター 多目的ホール

第 36 回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成 17 年 6 月 16 日 (木) 午後 1 時 30 分
場所 国分シビックセンター多目的ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 諸般の報告

4 議 事

(報告事項)

- (1) 報告第 25 号 介護保険事業の取扱いについて (協定項目 22)
- (2) 報告第 26 号 広報広聴関係事業の取扱いについて (協定項目 25-4)
- (3) 報告第 27 号 環境衛生事業の取扱いについて (協定項目 25-10)
- (4) 報告第 28 号 上・下水道事業【水道】の取扱いについて (協定項目 25-19-)
- (5) 報告第 29 号 上・下水道事業【下水道】の取扱いについて (協定項目 25-19-)

5 その他

- (1) 霧島市市章検討アドバイザーについて
- (2) 合併までに調整する項目等の報告日程 (予定) について
- (3) 次回の会議日程等について

6 閉 会

< 配付資料 >

- ・ 第 36 回会議資料
- ・ 霧島市市章検討アドバイザー
- ・ 合併までに調整する項目等の報告日程 (予定)

< 次回の協議会の開催日程 >

第 37 回協議会は、7 月 21 日 (木) 午後 1 時 30 分から国分シビックセンター多目的ホールで開催する予定です。

諸般の報告(協議会の行事や事務局の動き)第36回協議会

期 日	内 容	備 考
5月20日(金)	第35回協議会 14:30 多目的ホール	総消議班
5月23日(月)	農林水産専門部会 9:30 国分市 消防防災(消防)分科会 9:30 国分市 水道分科会 13:30 国分市 社会教育分科会 13:30 国分市 学校教育(給食)分科会 13:30 隼人町 税務:法人税担当者会 13:30 国分市 財政ヒアリング(建設水道班) 13:30 国分市 観光協会合併推進協議会 14:00 牧園町	産 経 班 総消議班 建 水 班 教 育 班 教 育 班 財 政 班 財 政 班 産 経 班
5月24日(火)	国際交流担当社会 9:00 国分市 財政ヒアリング(生活保健福祉班) 9:30 国分市 教育専門部会(社会教育) 9:30 国分市 学校教育(総務)分科会 9:30 国分市 農林水産(農政)分科会 9:30 国分市 企画広報(企画)分科会 10:30 国分市 教育専門部会(学校教育) 13:30 国分市 住民(住基戸籍)分科会 13:30 国分市 税務:固定資産税担当者会 13:30 国分市 第2回サイン改修プロジェクト会議 13:30 国分市 企画広報分科会議 13:30 国分市 土地改良区打ち合わせ会 14:00 国分市 土木分科会 15:00 隼人町	企 画 班 財 政 班 教 育 班 教 育 班 産 経 班 企 画 班 教 育 班 生 保 福 班 財 政 班 プロジェクト班 企 画 班 産 経 班 建 水 班
5月25日(水)	財政ヒアリング(産業経済班) 9:30 国分市 社会教育(社会体育)分科会 9:30 国分市 税務:窓口・庶務担当者会 9:30 霧島町 社会教育(図書館)分科会 9:30 国分市 総務(人事)分科会 9:30 国分市 入札プロジェクト 13:00 国分市 健康増進分科会 13:30 国分市 統計担当者会 13:30 国分市 建築住宅分科会 13:30 国分市 保険年金(老保)分科会 13:30 国分市 総務(組織)分科会 13:30 国分市 会計分科会 15:00 国分市	財 政 班 教 育 班 財 政 班 教 育 班 総消議班 建 水 班 生 保 福 班 企 画 班 建 水 班 生 保 福 班 総消議班 財 政 班
5月26日(木)	都市整備分科会 9:30 隼人町 農林水産(畜産)分科会 9:30 国分市 消防防災(消防)分科会 9:30 国分市 生活環境専門部会 9:30 国分市 第3回合併準備会 11:00 多目的ホール 企画専門部会 11:00 国分市 第2回閉開庁準備プロジェクト会議 11:50 国分市 第39回幹事会 13:30 多目的ホール 公立保育所運営事業担当者会 13:30 国分市 税務:徴税担当係長会 13:30 国分市 商工観光(観光協会)分科会 14:00 牧園町	建 水 班 産 経 班 総消議班 生 保 福 班 総消議班 企 画 班 総消議班 総消議班 生 保 福 班 財 政 班 産 経 班

期 日	内 容	備 考
5月27日(金)	社会教育(文化財)分科会 9:30 国分市 総務(人事)分科会 9:30 国分市 企画ヒアリング 10:00 牧園町 総務(自治会)分科会 13:30 国分市 財政ヒアリング(教育班) 13:30 国分市 税務:国民健康保険税担当者会 13:30 国分市 税務:固定資産税担当係長会 13:30 隼人町 社会福祉分科会 13:30 国分市 保険年金(年金)分科会 13:30 横川町 児童福祉(保育所)分科会 13:30 国分市	教育班 総消議班 企画班 総消議班 財政班 財政班 財政班 生保福班 生保福班
5月30日(月)	水道分科会 13:30 国分市 財政ヒアリング(企画班) 13:30 国分市 学校教育(幼稚園)分科会 13:30 国分市	建水班 財政班 教育班
5月31日(火)	税務:固定資産税担当者会 9:30 国分市 学校教育(総務)分科会 9:30 国分市 住民(住基戸籍)分科会 9:30 隼人町 農林水産(農政)分科会 9:30 国分市 企画ヒアリング 10:00 国分市 社会教育分科会 13:30 溝辺町 財政ヒアリング(建設水道班) 13:30 国分市 土木分科会 13:30 隼人町 保健福祉部会(健康増進) 13:30 国分市 農林水産(農政)分科会 13:30 国分市	財政班 教育班 生保福班 産経班 企画班 教育班 財政班 建水班 生保福班 産経班
6月1日(水)	社会教育(社会体育)分科会 9:30 国分市 環境衛生分科会 9:30 霧島町 総務(人事)分科会 9:30 国分市 企画ヒアリング 10:00 溝辺町 総務(組織)分科会 13:30 国分市 建築住宅分科会 13:30 国分市 学校教育分科会 13:30 国分市	教育班 生保福班 総消議班 企画班 総消議班 建水班 教育班
6月2日(木)	教育専門部会 9:00 国分市 教育長会 9:00 国分市 財政ヒアリング(生活保健福祉班) 10:00 国分市 保険年金(国保)分科会 10:00 霧島町 水道専門部会 10:30 国分市 第3回閉開庁準備プロジェクト会議 13:15 溝辺町 農林水産(耕地)分科会 13:30 国分市 建設専門部会 13:30 国分市 消防防災専門部会 16:30 溝辺町	教育班 教育班 財政班 生保福班 建水班 総消議班 産経班 建水班 総消議班
6月3日(金)	社会教育(文化財)分科会 9:30 国分市 総務(人事)分科会 9:30 国分市 企画ヒアリング 10:00 横川町 総務(自治会)分科会 13:30 国分市 農林水産(林務)分科会 13:30 国分市 保険年金(老保)分科会 13:30 溝辺町 税務(固定資産税)分科会 13:30 国分市 児童福祉(保育所)分科会 13:30 国分市	教育班 総消議班 企画班 総消議班 産経班 生保福班 財政班 生保福班

期 日	内 容	備 考
6月6日(月)	企画ヒアリング 10:00 隼人町 学校教育(給食)分科会 13:30 隼人町 税務:収納・徴収・窓口・庶務事務担当者会 13:30 国分市 消防防災(交通)分科会 13:30 国分市 水道分科会 13:30 国分市 工事監査分科会 13:30 国分市 県選挙管理委員会協議 13:30 県庁	企画班 教育班 財政班 総消議班 建水班 建水班 総消議班
6月7日(火)	消防防災(消防)分科会 9:00 国分市 住民(住基戸籍)分科会 9:00 国分市 税務:固定資産税担当者会 9:30 国分市 土木分科会 13:30 隼人町 農業委員会分科会 13:30 国分市 社会教育分科会 13:30 溝辺町 商工観光(商工)分科会 13:30 国分市 会計分科会打ち合わせ会 14:00 隼人町 コミュニティ検討委員会 15:00 多目的ホール	総消議班 生保福班 財政班 建水班 産経班 教育班 産経班 財政班 企画班
6月8日(水)	農林水産(農政)分科会 9:30 国分市 環境衛生分科会 9:30 霧島町 企画ヒアリング 10:00 福山町 税務:窓口・庶務事務担当者会打ち合わせ会 10:00 国分市 総務(組織)分科会 13:30 国分市 建築住宅分科会 13:30 国分市 農林水産(農政)分科会 13:30 国分市 会計分科会 13:30 国分市	産経班 生保福班 企画班 財政班 総消議班 建水班 産経班 財政班
6月9日(木)	都市整備分科会 9:00 隼人町 税務・会計:収納・滞納関連業務打合せ会 9:00 国分市 総務専門部会 10:00 国分市 保健福祉専門部会(保育所・介護保険) 10:00 国分市 第4回合併準備会 11:00 多目的ホール 第40回幹事会 13:30 多目的ホール 文書法制選挙(選挙)分科会 13:30 国分市 保険年金(国保)分科会 13:30 福山町 税務:収納・滞納関連業務打合せ会 13:30 国分市 会計:指定金融機関打合せ会 13:30 国分市 財政分科会 15:00 国分市	建水班 財政班 総消議班 生保福班 総消議班 総消議班 生保福班 財政班 財政班 財政班
6月10日(金)	社会教育(文化財)分科会 9:30 国分市 社会教育(社会体育)分科会 9:30 国分市 総務(人事)分科会 9:30 国分市 企画ヒアリング 10:00 霧島町 総務(自治会)分科会 13:30 国分市 税務:軽自動車税担当者会 13:30 隼人町 税務(固定資産税)分科会 13:30 国分市 社会教育(視聴覚)分科会 14:00 国分市	教育班 教育班 総消議班 企画班 総消議班 財政班 財政班 教育班
6月13日(月)	水道分科会 13:30 国分市 学校教育(幼稚園)分科会 13:30 国分市 商工観光(観光)分科会 13:30 国分市 税務(国民健康保険税)分科会 13:30 国分市	建水班 教育班 産経班 財政班

期 日	内 容	備 考
6月14日(火)	企画広報(広報)分科会 9:30 国分市 税務：固定資産税担当者会 9:30 国分市 住民(住基戸籍)分科会 9:30 隼人町 農林水産(農政)分科会 9:30 国分市 税務：収納・滞納関連業務打合せ会 9:30 国分市 国際交流担当社会 13:30 国分市	企 画 班 財 政 班 生保福班 産 経 班 財 政 班 企 画 班
6月15日(水)	コミュニティ検討委員会(先進地研修) 8:00 熊本 消防防災(交通・防犯)分科会 9:00 国分市 税務：窓口・庶務担当者会 9:30 霧島町 環境衛生分科会 9:30 霧島町 社会教育(社会体育)分科会 9:30 国分市 建築住宅分科会 13:30 国分市 保険年金(老保)分科会 13:30 横川町	企 画 班 総消議班 財 政 班 生保福班 教 育 班 建 水 班 生保福班
6月16日(木)	第36回協議会 13:30 多目的ホール 企画専門部会 9:30 国分市 農林水産(畜産)分科会 9:30 国分市 農林水産(耕地)分科会 13:30 横川町 農林水産(林務)分科会 13:30 国分市 教育専門部会(社会教育) 13:30 国分市 会計：指定金融機関打合せ会 14:00 国分市	総消議班 企 画 班 産 経 班 産 経 班 産 経 班 教 育 班 財 政 班

電算班・・・各業務グループごとに、関係の分科会・専門部会・関係者と連携を図り、システムの統合・構築に向けて随時会議等を開催している。

<今後の予定>

期 日	内 容	備 考
6月17日(金)	社会教育(文化財)分科会 9:30 国分市 教育専門部会(学校教育) 9:30 国分市 保険年金(年金)分科会 13:30 霧島町 税務(住民税)分科会 15:00 国分市	教 育 班 教 育 班 生保福班 財 政 班
6月20日(月)	消防防災(交通・防犯)分科会 9:00 国分市 水道分科会 13:30 国分市 商工観光(商工)分科会 13:30 国分市 教育専門部会(社会教育) 13:30 国分市	総消議班 建 水 班 産 経 班 教 育 班
6月21日(火)	教育専門部会(学校教育) 9:30 国分市 住民(住基戸籍)分科会 9:30 国分市 社会教育分科会 13:30 溝辺町 第3回サイン改修プロジェクト会議 13:30 国分市	教 育 班 生保福班 教 育 班 プロジェクト班
6月22日(水)	財政ヒアリング(教育班) 9:30 国分市 社会教育(社会体育)分科会 9:30 国分市 農林水産専門部会 9:30 国分市 商工観光専門部会 9:30 国分市 コミュニティ検討委員会 13:30 多目的ホール 建築住宅分科会 13:30 国分市 農業委員会分科会 13:30 国分市	財 政 班 教 育 班 産 経 班 産 経 班 企 画 班 建 水 班 産 経 班
6月23日(木)	社会福祉(民児協議会)分科会 9:00 国分市 消防防災(交通・防犯)分科会 9:00 国分市 第5回合併準備会 10:00 多目的ホール	生保福班 総消議班 総消議班

期 日	内 容	備 考
6月23日(木)	第41回幹事会 13:30 多目的ホール 文書法制選挙(選挙)分科会 13:30 溝辺町 社会福祉(生活保護)分科会 13:30 国分市 企画専門部会 14:30 国分市	総消議班 総消議班 生保福班 企 画 班
6月24日(金)	財政ヒアリング(産業経済班) 9:30 国分市 社会教育(文化財)分科会 9:30 国分市	財 政 班 教 育 班
6月27日(月)	水道分科会 13:30 国分市	建 水 班
6月28日(火)	農林水産(農政)分科会 9:30 国分市 社会教育分科会 13:30 溝辺町	産 経 班 教 育 班
6月29日(水)	社会教育(社会体育)分科会 9:30 国分市 建築住宅分科会 13:30 国分市	教 育 班 建 水 班
6月30日(木)	監査専門部会 9:30 国分市 財政ヒアリング(教育班) 9:30 国分市 消防専門部会 13:30 国分市	総消議班 財 政 班 総消議班
7月1日(金)	社会教育(文化財)分科会 9:30 国分市	教 育 班
7月6日(水)	建築住宅分科会 13:30 国分市	建 水 班
7月8日(金)	コミュニティ検討委員会 13:30 国分市	企 画 班
7月14日(木)	第6回合併準備会 10:00 多目的ホール 第42回幹事会 13:30 多目的ホール	総消議班 総消議班
7月20日(水)	コミュニティ検討委員会 13:30 国分市	企 画 班
7月21日(木)	第37回協議会 13:30 多目的ホール	総消議班

介護保険事業の取扱いについて（協定項目22）

介護保険事業の取扱いについて、平成16年1月15日（協議第31号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年6月16日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴丸 明 人

別紙

件数	協議項目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1	介護保険事業計画	<p>1 介護保険事業計画については、次のとおりとする</p> <p>(1) 第2期介護保険事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。新たな介護保険事業計画策定のため、介護保険運営委員会(計画策定委員会)の設置に関することや、準備事務については合併までに調整する。</p>	<p>・第3期介護保険事業計画策定のための策定委員会の委員は次のとおり。</p> <p>委員の内訳は、各市町3名、内訳は充職2名、住民代表1名とする。その他に広域枠5名で合計26名とする。</p> <p>住民代表の内訳については、第1号被保険者代表3名・第2号被保険者代表2名 家族(要介護認定者を抱える)代表2名とする。</p> <p>・準備事務については、委託事業者の選考・決定をし事務をすすめる。</p>
2	介護保険料の減免(災害減免)	<p>2 介護保険料の賦課・徴収・減免の取扱は次のとおりとする。</p>	<p>・災害減免については各市町の実情を参考に別表1のとおり調整した。</p>
3	介護保険料の減免(単独減免)	<p>(3) 災害減免はその割合を合併までに調整する。</p> <p>(4) 低所得者保険料単独減免は国分市・隼人町の例により合併までに調整する。</p>	<p>・低所得者保険料単独減免は国分市・隼人町の実情を参考に別表2のとおり調整した。(別添資料)</p> <p>(介護保険料は5段階設定がなされているが、第2段階の保険料を第1段階に減額する。)</p>

別表 1

介護保険料 災害減免割合表（調整結果）

- (1) 第1号被保険者又はその者の属する世帯の生計を主として維持する者が所有する住宅、家財又はその他の財産について、震災、風水害又は火災その他これらに類する災害により著しい損害を受けたとき

損害の程度 前年中の世帯の 合計所得金額の合算額	減 免 の 割 合	
	10分の3以上10分の5未満	10分の5以上の場合
500万円以下の場合	2分の1	全部
500万円を越え 750万円以下の場合	4分の1	2分の1
750万円を越える場合	8分の1	4分の1

- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合

生計を主として維持する者の死亡又は重大な障害の要因	減免の割合
災害以外の場合	10分の1
災害を起因とした場合	10分の9

- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業若しくは業務の休廃止、事業における著しい損失又は失業等により著しく減少した場合

世帯の合計所得金額の 合算額の見積額の 減少の割合 前年中の世帯の 合計所得金額の合算額	減 免 の 割 合	
	10分の3を越え10分の5未満	10分の3以下の場合
200万円以下の場合	2分の1	全部
200万円を越え 300万円以下の場合	4分の1	2分の1
300万円を越える場合	8分の1	4分の1

- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、若しくは凍霜害等による農作物の不作又は不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合

前年中の世帯の合計所得金額の合算額	減免の割合
300万円以下の場合	全部
300万円を越え400万円以下の場合	5分の4
400万円を越え550万円以下の場合	5分の3
550万円を越え750万円以下の場合	5分の2
750万円を越える場合	5分の1

別表2

「介護保険料の減額に関する基準」

減額措置の内容	減額措置の決定を受けた第2段階の者の保険料を第1段階の保険料に減額する。
適用期間	減額の適用開始月は、申請日の属する月とする。また減額は申請のあった日の属する年度についても適用し、保険料の負担が困難である事実が翌年度も継続する場合は、改めて申請しなければならない。
対象者	世帯の収入額が生活保護基準以下又はそれに準じる生活困窮者で、保険料の全額負担が困難であると認められ、かつ
	保険料が第2段階である。
	前年度の収入の合計金額が年間80万円以下である。 (世帯員が2人以上の場合は1人当たり40万円を加算)
	住民税課税者に扶養されていない。 (別居していても、税の申告等において住民税課税者の被扶養者となっている場合は対象外とする。)
	住民税課税者と生計を共にしていない。 (住民基本台帳上、世帯を別にしていても、住民税課税者と生計上1つであるような場合は対象外とする)
	預貯金等の額が120万円以下である。

〔各市町の介護保険料比較〕

	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
第2段階	29,200円	36,900円	34,200円	34,200円	36,000円	32,900円	27,000円
第1段階	19,500円	24,600円	22,800円	22,800円	24,000円	21,900円	18,000円
差 額	9,700円	12,300円	11,400円	11,400円	12,000円	11,000円	9,000円

介護保険料はH15年～17年までのもの

〔申請実績〕

	国分市	隼人町
申請件数	11 件	36 件
認定件数	10 件	27 件
減額合計	101,800円	297,000円

平成16年度実績

広報広聴関係事業の取扱いについて（協定項目25-4）

広報広聴関係事業の取扱いについて、平成15年11月13日（協議第17号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年6月16日提出

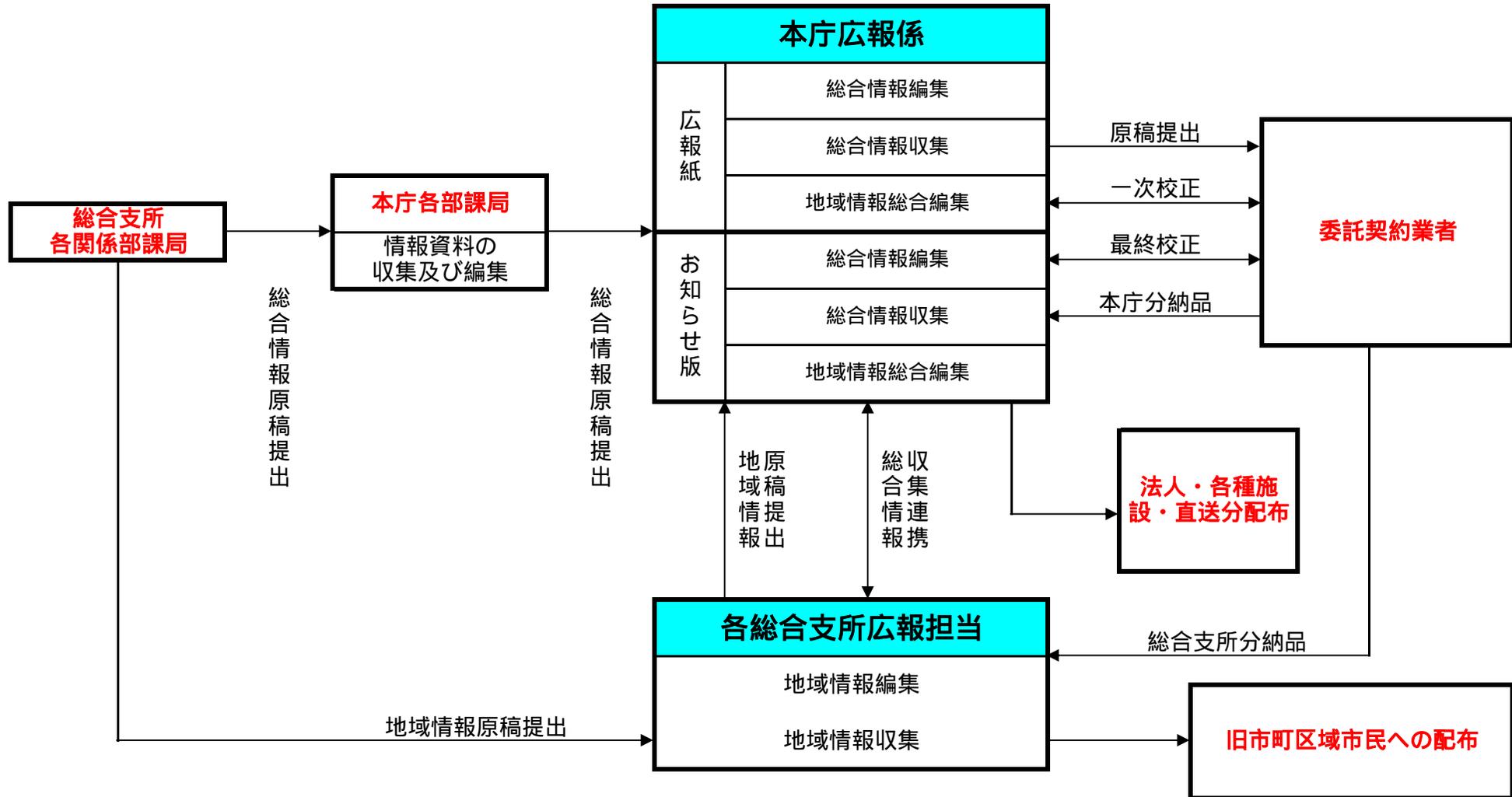
始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸明人

別 紙

協議項目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1 広報（広報紙発行）	1 広報紙については、毎月発行とする。お知らせ版などの他の広報紙の種類、発行日及び配布方法は合併までに調整する。	<p>広報紙は月1回の発行とし、お知らせ版も同様に月1回の発行とする。</p> <p>発行日については嘱託文書の発行日にあわせる。</p> <p>配布方法については公民会等への嘱託配布とする。なお、公共施設等への配布設置も行う。</p> <p>情報収集については、各総合支所に広報担当者（兼務）を配置し、地域（旧市町）の情報を取りまとめ本庁において編集発行する。</p>

新市広報紙発行形態計画

統合発行方式



新市広報紙発行基本計画

広報紙発行形態の基本	仮称：広報きりしま（４色フルカラー） 仮称：広報きりしま お知らせ版（２色刷） の２種類を毎月１回発行する。	
広報紙掲載内容	総合情報	基本的に新市の予算決算、事業状況、全ての区域を対象とする情報・お知らせを掲載する。 また、各関係機関からの広報依頼についても、区域を限定しないものについては、全て総合情報に集約する。
	地域情報	各総合支所における地域での話題、お知らせを掲載する。
お知らせ版掲載内容	総合情報	全ての区域を対象とした情報、事業・行事日程、募集案内、相談所開設等を掲載する。
	地域情報	各総合支所の区域を対象とした情報、事業・行事日程、募集案内、相談所開設等を掲載する。
広報紙の全体的な調整	<p>広報については、広報紙とお知らせ版を月２回発行することにより、より新鮮でタイムリーな情報提供を行う。また、総合支所との連携により地域情報を掲載し、旧市町間における情報の共有と人的交流の促進をはかる。</p> <p>発行日については公民会への委託事業として総務分科会での協議事項としているが、最終的には公民会長からの意見聴取により調整がなされる予定。</p> <p>ページ数の割り振りについてはあくまでも基本的な数値とし、特集記事、地域実情、広報紙とお知らせ版との調整、緊急的な情報提供の必要性など総合的に判断して弾力的に調整を行うものとする。</p>	
その他事業調整	<p>新市創刊号については広報イベントプロジェクト会議によって内容検討を行い、各市町広報担当相互連携して地域情報の収集を行う。</p> <p>新市発足後に編集発行される広報紙についてはその掲載基準、原稿締切、原稿用紙様式、提出方法などについて統一的な発行基準作成を検討する。</p>	
平成１７年度予算編成方針	<p>平成１７年１１月発行予定の広報紙創刊号については国分市を代表とするによる負担金によって執行。 （６月補正対応 均等割 240千円×7市町 = 1,680千円）内容については広報イベントプロジェクト会議で検討する。</p> <p>１２月から翌年３月までの発行分について、基本的に各市町執行予算残で対応する。</p>	
平成１８年度予算編成方針	広報紙発行形態計画に基づき参考見積を徴取し、予算単価については、平成１７年度実績見込みを考慮して予算積算を行う。	

環境衛生事業の取扱いについて（協定項目25-10）

環境衛生事業の取扱いについて、平成15年12月11日（協議25号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年6月16日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸明人

別紙

協議項目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1 合併処理浄化槽補助に関すること	5. 合併処理浄化槽の補助事業については、新市に引き継ぐものとする。ただし、補助対象区域及び補助内容については、合併までに調整する。	<p>1. 補助対象区域は、以下の区域を除いた区域とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道供用開始区域（下水道整備済区域） ・ 下水道認可区域（下水道工事着手区域） <p>・ 計画区域であっても、上記区域以外は補助対象区域とするが、計画見直しにより新たに認可区域になった場合は、認可の日をもって、対象外地域とみなす。</p> <p>2. 補助金額については、現状のままとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5人槽（354千円）、7人槽（411千円）、10人槽（519千円） <p>3. その他の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借家の取り扱い及び別荘の取り扱い <p>居住の用に供する住宅であって、10人槽以下の合併浄化槽を設置する者。</p>
2 ごみの収集方法・収集状況	9. ごみの収集方法については、衛生管理組合等と協議を行い、合併までに調整する。また、ごみの運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。	<p>1. 委託事業とする。</p> <p>2. 現委託先、現区域のとおりとする。</p>
3 し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分	10. し尿・浄化槽汚泥の収集方法及び運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、汲み取り料金については、合併までに調整する。	<p>1. 汲み取り料金については、独占禁止法に抵触する恐れがあるため、行政からの要請はおこなわず、現行のとおりとする。</p> <p>2. 許可区域は、業者の申請する区域とする。</p>

ごみ収集及びし尿・浄化槽汚泥収集状況

	国分	溝辺	横川	牧園	霧島	隼人	福山
収集方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式
可燃ごみ							
委託業者	国分市清掃社	岩掃	三州衛生公社	三州衛生公社	若葉清掃社	国分隼人衛生公	福山サニタリー
不燃ごみ							
委託業者	国分市清掃社	岩掃	三州衛生公社	三州衛生公社	若葉清掃社	国分隼人衛生公	福山サニタリー
粗大ごみ							
委託業者	国分市清掃社	自主搬入	三州衛生公社	三州衛生公社	若葉清掃社	国分隼人衛生公	福山サニタリー
資源ごみ							
委託業者	国分市清掃社	岩掃	三州衛生公社	三州衛生公社	若葉清掃社	国分隼人衛生公	福山サニタリー
し尿・浄化槽汚泥							
100ℓ当/円	815円	661円	766円	766円	1,000円	815円	630円
許可業者	国分隼人衛生公 福山サニタリー	岩掃	三州衛生公社	三州衛生公社	若葉清掃社	福山サニタリー 国分隼人衛生公	福山サニタリー

上・下水道事業【水道】の取扱いについて（協定項目25 - 19 - ）

上・下水道事業【水道】の取扱いについて、平成16年3月11日（協議第45号 - 2）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成17年6月16日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

別紙

協議項目		協議決定された調整方針	具体的な調整結果
1	水道関係手数料	4 上水道・簡易水道関係手数料については、合併までに調整する。	1. 事業者指定手数料・・・5万円 2. 設計審査/完成検査手数料・・・800円/栓 3. 各種証明手数料・・・200円/件 4. 督促手数料・・・100円/通 5. 減免規定・・・市長が認めた場合 消火栓消防講習立会手数料、給水開始/停止手数料、道路占用手数料、分納/延納手数料は徴収しない。手数料条例から削除する。
2	水道加入金	5 上水道・簡易水道加入金については、合併までに調整する。	1. 13・・・27,000円 2. 20・・・53,000円 3. 25・・・87,000円 4. 30・・・150,000円 5. 40・・・214,000円 6. 50・・・510,000円 7. 75・・・1,370,000円 8. 100・・・2,500,000円 9. 150以上・・・「市長が別に定める」
3	開発負担金等	6 開発負担金等については、合併までに調整する。	開発負担金等については、徴収しない。

各市町の現況(1.水道関係手数料)			
霧島町	隼人町	福山町	備考
事業者指定手数料 30,000円 設計審査手数料 設計代行手数料 規定なし 設計審査手数料 2,000円/件 完成検査手数料 1,000円/件 消火栓消防講習への立会い 規定なし 給水開始・停止手数料 規定なし 各種証明手数料 200円 道路占用申請代行手数料 規定なし 督促手数料 100円/通 減免規定 町長が認める場合 分納・延納 町長が認める場合	事業者指定手数料 30,000円 設計審査手数料 設計代行手数料 設計額の5% 設計審査手数料 800円/栓 完成検査手数料 800円/栓 消火栓消防講習への立会い 規定なし 給水開始・停止手数料 規定なし 各種証明手数料 200円 道路占用申請代行手数料 規定なし 督促手数料 100円/通 減免規定 町長が認める場合 分納・延納 規定なし	事業者指定手数料 50,000円 設計審査手数料 設計代行手数料 規定なし 設計審査手数料 2,000円/5栓まで その後 500円/栓 完成検査手数料 1,000円/件 消火栓消防講習への立会い 規定なし 給水開始・停止手数料 規定なし 各種証明手数料 200円 道路占用申請代行手数料 1,000円 督促手数料 規定なし 減免規定 町長が認める場合 分納・延納 規定なし	

各市町の現況（２．水道加入金）											
国分市			溝辺町			横川町			牧園町		
加入金	mm	円	加入金	mm	円	メーター器使用料	mm	円	加入金	mm	円
	13	27,000		13	21,000		13	6,200		13	20,000
	20	53,000		20	31,500		20	8,200		20	33,000
	25	89,000		25	42,000		25	10,300		25	35,000
	30	(規定なし)		30	(規定なし)		30	20,600		30	45,000
	40	230,000		40	73,500		40	25,750		40	60,000
	50	356,000		50	126,000		50	103,000		50	570,000
	75	810,000		75	210,000		75	(規定なし)		75	650,000
	100	1,142,000		100	525,000		100	(規定なし)		100	(規定なし)
	150	2,280,000		150	管理者が別に定める		150	(規定なし)		150	(規定なし)
	200	(規定なし)		200	管理者が別に定める		200	(規定なし)		200	(規定なし)
						例規上は「メーター器使用料」と規定している。					

各市町の現況 (2 . 水道加入金)						
霧島町		隼人町		福山町		備 考
加入金	mm 円	加入金	mm 円	加入金	mm 円	
13	40,770	13	30,000	13	15,000	
20	101,930	20	60,000	20	35,000	
25	152,910	25	112,000	25	55,000	
30	203,870	30	(規定なし)	30	(規定なし)	
40	407,750	40	340,000	40	142,000	
50	509,700	50	660,000	50	222,000	
75	764,550	75	1,920,000	75	(規定なし)	
100	(規定なし)	100	3,800,000	100	(規定なし)	
150	(規定なし)	150	11,200,000	150	(規定なし)	
200	(規定なし)	200	(規定なし)	200	(規定なし)	

水 道 加 入 金 比 較 表

口径	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町		霧島市	備 考
13	27,000	21,000	6,200	20,000	40,770	30,000	15,000		27,000	
20	53,000	31,500	8,200	33,000	101,930	60,000	35,000		53,000	
25	89,000	42,000	10,300	35,000	152,910	112,000	55,000		87,000	
30	規定なし	規定なし	20,600	45,000	203,870	規定なし	規定なし		150,000	
40	230,000	73,500	25,750	60,000	407,750	340,000	142,000		214,000	
50	356,000	126,000	103,000	570,000	509,700	660,000	222,000		510,000	
75	810,000	210,000	規定なし	650,000	764,550	1,920,000	規定なし		1,370,000	
100	1,142,000	525,000	規定なし	規定なし	規定なし	3,800,000	規定なし		2,500,000	
150	2,280,000	管理者が別に定める	規定なし	規定なし	規定なし	11,200,000	規定なし		市長が別に定める	

単位は円・消費税相当額込み

各市町の現況（3．開発負担金等）			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【協議対象】 1日最大給水使用量10m³以上又は、5区画或いは1,000m²以上</p> <p>【負担金】 なし</p> <p>【協議件数等】 年間25件程度</p> <p>【負担金の算定】 なし</p> <p>【配水管本管の材料支給の考え方】 指導後の材料費と人件費の差額分を支給。業者責任施工</p>	<p>【協議対象】 5戸以上或いは5区画以上又は、300m²以上</p> <p>【負担金】 あり</p> <p>【協議件数等】 年間5～6件程度、100万円程度</p> <p>【負担金の算定】 1日最大給水量1m³×5,000円 配水管工事に対するもの 5% 配水池及びポンプ設備工事に対するもの。 1,000万円以下の場合 5% 2,000万円以下の場合 4% 3,000万円以下の場合 3% 4,000万円以下の場合 2.5% 給水管工事に対するもの 5%</p> <p>【配水管本管の材料支給の考え方】 町支給の材料もしくは、町指定材料（材料検収あり） 敷設時には職員立ち会い並びに写真管理</p>	<p>【協議対象】 該当なし</p> <p>【配水管本管の材料支給の考え方】 該当なし</p>	<p>【協議対象】 建築確認申請時に規模の大きいものや、施設譲渡が発生するもの。</p> <p>【負担金】 なし</p> <p>【協議件数等】 年間1～2件程度</p> <p>【負担金の算定】 なし</p> <p>【配水管本管の材料支給の考え方】 原則として、申請者（起業者）負担。維持管理上、他の給水管と一本化し配水管として町が管理することが好ましい場合に限り、支給することがある。</p>

各市町の現況（3．開発負担金等）			
霧島町	隼人町	福山町	備 考
<p>【協議対象】 2戸（2区画）以上の宅地開発</p> <p>【負担金】 なし</p> <p>【協議件数等】 年間1件程度</p> <p>【負担金の算定】 なし</p> <p>【配水管本管の材料支給の考え方】 公道本管のみ材料支給 工事は指定業者の責任施工 私有地は開発業者負担</p>	<p>【協議対象】 1日最大給水使用量10 m³以上、常圧地区5区画以上又は、高圧地区3区画以上或いは825 m²以上</p> <p>【負担金】 あり</p> <p>【協議件数等】 年間5～6件程度、20～30万円程度</p> <p>【負担金の算定】 1日最大給水量×1万円 工事費の10% 工事費の10%（給水管引受の場合）</p> <p>【配水管本管の材料支給の考え方】 町支給の材料もしくは、町指定材料（材料検収あり） 敷設時には職員立ち会い並びに写真管理</p>	<p>【協議対象】 該当なし</p> <p>【配水管本管の材料支給の考え方】 開発に伴う水道工事は、原則として開発者の負担で行う。ただし、既設本管の増口径が発生する場合は、開発者との負担協議が必要。</p>	

上・下水道事業【下水道】の取扱いについて（協定項目 25 - 19 - ）

上・下水道事業【下水道】の取扱いについて、平成 16 年 2 月 26 日（協議第 46 号）協議決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので報告する。

平成 17 年 6 月 16 日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

別紙

協議項目	協議決定された調整方針	具体的な調整結果
<p>1 排水設備及び水洗便所 改造関連事務</p>	<p>水洗便所等改造工事費助成金については、合併までに調整する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在牧園町のみで制定されている水洗便所等改造工事費助成金交付制度は、新市に引き継ぎ19年度をもって廃止する。 ・ 助成金の額は段階的に調整する。(資料別添) ・ 助成金の交付は牧園地区のみを対象とする。

水洗便所等改造工事費助成金の調整方針

< 助成金の額 >

下水道処理開始の公示の日から助成金交付決定までの期間	助成金額
1年以内	17,000円
2年以内	12,000円
3年以内	6,000円

< 助成金の額の調整 > 3年度(17・18・19年度)で段階的に調整する。

17年度助成金

- 17年度より接続可能者 1年目に接続 17,000円
- 16年度より接続可能者 2年目に接続 12,000円
- 15年度より接続可能者 3年目に接続 6,000円

18年度助成金

- 18年度より接続可能者 1年目に接続 12,000円 (但し、2年以内の接続額とする)
- 17年度より接続可能者 2年目に接続 12,000円
- 16年度より接続可能者 3年目に接続 6,000円

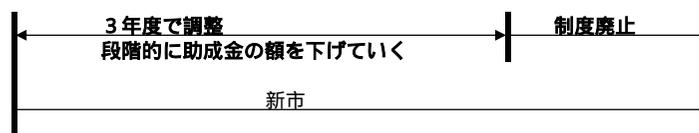
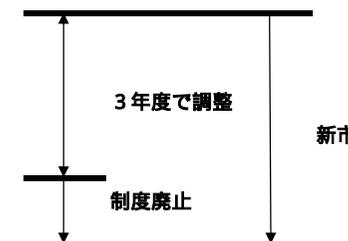
19年度助成金

- 19年度より接続可能者 1年目に接続 6,000円 (但し、3年以内の接続額とする)
- 18年度より接続可能者 2年目に接続 6,000円 (但し、3年以内の接続額とする)
- 17年度より接続可能者 3年目に接続 6,000円

20年度助成金 対象者なし(事実上制度廃止)

(参考)

	15年度より接続可能者	16年度より接続可能者	17年度より接続可能者	18年度より接続可能者	19年度より接続可能者	20年度より接続可能者
	14年度末供用開始	15年度末供用開始	16年度末供用開始	17年度末供用開始	18年度末供用開始	19年度末供用開始
17年度に 交付する助成金	3年目に接続 6,000円	2年目に接続 12,000円	1年目に接続 17,000円			
18年度に 交付する助成金		3年目に接続 6,000円	2年目に接続 12,000円	1年目に接続 12,000円		
19年度に 交付する助成金			3年目に接続 6,000円	2年目に接続 6,000円	1年目に接続 6,000円	
20年度 助成金は交付しない				制度廃止	制度廃止	制度廃止



霧島市市章検討アドバイザー

公的機関

県工業技術センター デザイン・工芸部 所付 惠原 婁

研究、教育機関

第一工業大学 建築学科 教授 入来 兵衛

隼人工業高等学校 インテリア科 教諭 滝下 昌人

合併までに調整する項目等の報告日程(予定)

	6/16 第36回	7/21 第37回	8/4 第38回	8/17 第39回	9/21 第40回	10/31 第41回
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴関係事業(1件) ・上下水道事業(4件) ・介護保険事業(3件) ・環境衛生事業(3件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生事業(7件) ・障害者福祉事業(6件) ・高齢者福祉事業(18件) ・児童福祉事業(児童福祉) 4件 ・児童福祉事業(保育所) 4件 ・社会福祉協議会関係(5件) ・国民健康保険事業(2件) ・その他の福祉事業(1件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育事業(4件) ・社会教育事業(8件) ・農林水産関係事業(農業) 6件 ・農林水産関係事業(畜産) 6件 ・建設関係事業(土木) 2件 ・建設関係事業(都市整備) 1件 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産関係事業(林業) 5件 ・農林水産関係事業(耕地) 8件 ・自治会・行政連絡機構の取扱い(1件) ・選挙管理委員会関係事務(3件) ・消防団の取扱い(1件) ・契約関係事務(2件) ・使用料手数料等の取扱い(2件) ・建設関係事業(都市整備) 1件 ・建設関係事業(公営住宅) 1件 ・温泉事業(1件) ・一部事務組合等の取扱い(3件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工観光関係事業(3件) ・一般職の職員の身分の取扱い(1件) ・特別職の身分の取扱い(4件) ・コミュニティ施策について(3件) ・交通関係事業(1件) ・交通災害共済事業(1件) ・消防防災関係事業(1件) 	